

特定建設作業実施届出書

芦屋市長 へ

令和 年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

届出者

電話番号.....

電子メール.....

担当者氏名.....

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定
振動規制法第14条第1項(第2項)の規定
環境の保全と創造に関する条例第59条第1項(第2項)

により、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|---|--|------|-----|------|
| 建設工事の名称 | | | | |
| 建設工事の目的に係る施設又は 工作物の種類 | | | | |
| 兵庫県への事前調査結果の提出 | <input type="checkbox"/> 提出済 <input type="checkbox"/> 提出予定(予定日: 令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 提出不要(理由:) | | | |
| 特定建設作業の種類 | 別紙のとおり | | | |
| 特定建設作業に使用される機械の 名称, 形式及び仕様 | | | | |
| 特定建設作業の場所 | 芦屋市 | 町 | 番 | 号 |
| 特定建設作業の実施期間 | 自 令和 年 月 日 | 日間 | | |
| | 至 令和 年 月 日 | | | |
| 特定建設作業の開始及び終了の時刻 | 作業開始 | 作業終了 | 作業日 | 作業時間 |
| | 自 時 | 至 時 | | |
| | 時 | 時 | | 時間 |
| 騒音・振動の防止の方法 | 別紙及び別表のとおり | | | |
| 発注者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名 | | | | |
| 届出者の現場責任者の氏名及び 連絡場所 | | | | |
| 下請負人 が特定建 設作業を 実施する 場合 | 下請負人の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名 | | | |
| | 下請負人の現場責任者の 氏名及び連絡場所 | | | |
| 官公庁が工事の発注者である場合は, その代表者の氏名官公庁の担当課と 担当者名 | | | | |

- 備考 1) 特定建設作業の種類, 使用される機械の名称等の欄には, 別紙により記載すること。
2) 特定建設作業の実施の欄には, その期間中作業をしないこととしている日がある場合は, 作業をしない日を明示すること。
3) 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては, 作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。

特定建設作業の種類・使用する機械の名称等 及び騒音・振動の防止の方法

| 特定建設作業の種類 | | 機械の名称 | 型式 | 能力 | 数 | 使用時間 | |
|---|-------|---|----|----|---|------|---|
| 騒音の特定建設作業 | 騒音規制法 | 1 くい打機，くい抜機またはくい打ちくい抜機を使用する作業 | | | | ～ | |
| | | 2 びょう打機を使用する作業 | | | | ～ | |
| | | 3 さく岩機を使用する作業 (ブレーカーを含む) | | | | ～ | |
| | | 4 空気圧縮機を使用する作業 (ブレーカー併用の場合を除く) | | | | ～ | |
| | | 5 コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業 | | | | ～ | |
| | | 6 バックホウを使用する作業 | | | | ～ | |
| | | 7 トラクターショベルを使用する作業 | | | | ～ | |
| | | 8 ブルドーザーを使用する作業 | | | | ～ | |
| | 県条例 | 1 アースオーガと併用してくい打機を使用する作業 | | | | | ～ |
| | | 6 ブルドーザー・パワーショベル等の掘削機械を使用する作業（法対象以外に限る） | | | | | ～ |
| | | 7 建物の解体又は動力・火薬若しくは鉄球を使用する破壊作業 | | | | | ～ |
| 振動の特定建設作業 | 振動規制法 | 1 くい打機，くい抜機またはくい打ちくい抜機を使用する作業 | | | | ～ | |
| | | 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 | | | | ～ | |
| | | 3 舗装版破碎機を使用する作業 | | | | ～ | |
| | | 4 ブレーカーを使用する作業 (手持式のものを除く) | | | | ～ | |
| 〈騒音・振動の防止の方法〉 ・別表の「騒音または振動防止方法」のとおり。 ・ ・ ・ ・ | | | | | | | |

騒音または振動等の防止方法

該当する事項に○印をして下さい。

| 作業に係る措置 | 建設機械・工法 | 項 目 | 内 容 | |
|------------|-----------------------------|--|---|---|
| | | ① | 使用する建設機械について | 1. 低騒音・低振動型建設機械 2. 標準型建設機械 3. その他 |
| ② | 標準型建設機械を使用する場合, その選定の理由について | 1. 低公害型の開発普及が十分でない 2. 短期間 3. 小規模作業 4. 敷地大 5. 資金面 6. 周辺に民家等なし 7. 施主の指示 8. 設計段階で決定済 9. その他 () | | |
| ③ | 公害防止の対策内容について | 1. 防音塀 2. 防音シート 3. 防音パネル 4. 防音カバー 5. 動力源の適正配置 6. 作業時間帯の配慮 7. その他 () | | |
| ④ | 対策の範囲について | 1. 防音塀 [a 現場周囲全て b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周囲] 2. 防音パネル [a 現場周囲全て b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周囲] 3. 防音シート [a 現場周囲全て b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周囲] 4. 防音カバー [a 現場周囲全て b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周囲] | | |
| ⑤ | 対策を講じない場合, その理由について | 1. 周辺に民家等なし 2. 短期間 3. 小規模作業 4. その他 () | | |
| 工事現場における措置 | 公害防止の管理体制 | ⑥ 公害防止の管理体制について | 1. 苦情対応責任者 a 選任 (常駐・非常駐 [代行者選任]) b 自主管理責任者兼務 c 所長兼務 2. 苦情専用窓口設置 3. ガードマン配置 4. その他 () | |
| | | ⑦ 現場周辺のパトロールの実施について | 1. 定期的実施 2. 随時実施 | |
| | ⑧ | 周辺に住宅, 教育施設, 病院等の有無について | 1. 有 { 約30m 以内に a 住宅 (密集・普通・疎) b 病院 c 事務所 (密集・普通・疎) d 教育施設 e 精密機械工場等 f その他静穏を必要とする施設 } 2. 無 | |
| | ⑨ | 搬出入道路と周辺の状況について | 主として通過する道路 [1. 幹線 2. 細街路] 道路周辺の民家等 [1. 密集 2. 普通 3. 疎] | |
| | ⑩ | 苦情発生時の処理体制について | 1. 現場責任で対応 2. 本社責任で対応 3. その他 () | |
| | ⑪ | 工事現場での措置について | 1. 防止対策の強化 [a 防音塀 b 防音シート c 防音パネル d 防音カバー] 2. 作業時間・曜日等の変更 3. 工法, 建設機械の変更 4. 動力源の適正措置 5. 散水の強化 6. 作業員への防止教育の徹底 7. 申立者に誠意をもって説明 8. その他 () | |
| | ⑫ | 搬出入道路の措置について | 1. 経路の変更 2. 時間, 曜日等の変更 3. 台数の減少 4. 申立者に誠意をもって説明 5. その他 () | |
| | ⑬ | 住の民周へ知 | 1. 説明会の開催 2. 自治会役員等の説明 3. 各戸に説明 4. 立看板等 5. 周知文の配布 6. その他 () | |
| | その他 | ⑭ 本作業の今後の予定について | 1. 3ヶ月以内に終了 2. 6ヶ月以内に終了 3. 6ヶ月後も継続 | |
| | 解体等の工事について | ⑮ | 解体等届出の有無 | 1. 有 a 大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業の届出」 b 県条例に基づく「特定工作物解体等工事实施届」 2. 無 |
| | | ⑯ | 解体建築物について | 1. アスベストの使用 [a 有 b 無] ※bの場合の確認手段 [] 2. 解体建築物の延べ床面積 [] m ² |
| | 本作業の公害防止自主管理責任者 | | | 氏 名 代行者も選任している場合その氏名 |

1. 届出手続

- (1) 届出義務者・・・建設作業を施行する元請業者
- (2) 届出の期限・・・作業開始の8日前まで
- (3) 届出書類
 - ① 特定建設作業実施届出書
 - ② 工事工程表
(特定建設作業の工程を明示するとともに工事全体の主要工種を記載した工程表)
 - ③ 特定建設作業の場所の付近見取図 (住宅地図等で現場周辺の状況がわかるもの)
 - ④ 現場図面
(敷地境界線を明確にし、建家・施設の配置、公害防止対策の内容を明示したもの)
 - ⑤ 騒音または振動等の防止方法 (別表に基づき、該当する事項に○印で明示すること)
- (4) 届出部数・・・2部
- (5) 届出先・・・芦屋市市民生活部環境課 (TEL 0797-38-2051)
- (6) 届出期間の限度・・・届出する期間は1年を限度とする。1年を超えて作業を実施するときは、期間終了の8日前までに再度届出が必要。

2. その他

- (1) 特定建設作業が1日で終了するものは、届出不要。
ただし、同一の作業を継続的に1日ずつ実施する場合は、届出が必要。

特定建設作業騒音・振動に係る規制の仕組み

